

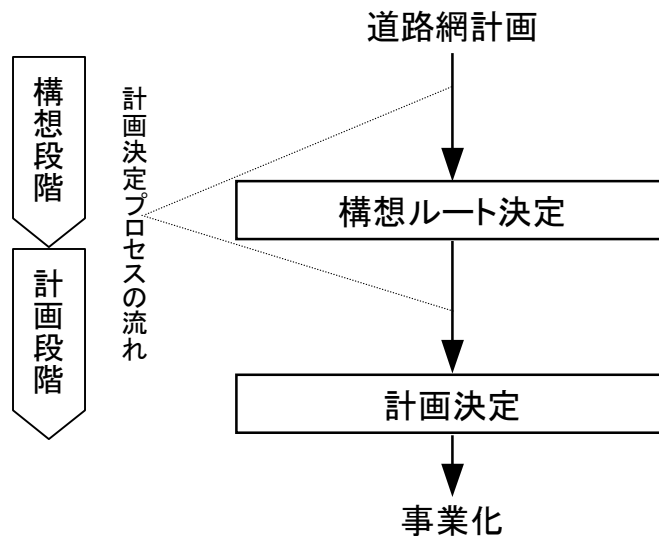
# 欧州の道路事業における計画決定プロセス

## (1) 計画決定プロセスの概要

### ① 計画決定プロセスの流れ

○ 欧州の計画決定プロセスは構想段階と計画段階の2段階で構成。

- **構想段階**: 当該計画の必要性を行政と市民等が確認し、幅広い選択肢の中から候補となるルートを行政が絞り込む段階。
- **計画段階**: 住民等の権利と公共の利益を調整し、行政が事業実施の前提となる計画を決定する段階。



#### (構想段階)

	イギリス	フランス	ドイツ
プロセスの目的・位置付け	当該計画の国民への周知、計画と地域整備等との整合を図るために、計画段階における検討の前提となる構想ルートを確定。これにより当該道路計画に影響を与える開発を制限。	地域の関係者による討議を経て、計画段階における検討の前提となる構想ルート帯等を決定	公益性の観点から、環境や地域開発との整合を図り、計画段階における検討の前提となる構想ルート等を決定
決定事項	・構想ルート(1路線) (約 1/10,000 図面) 等	・構想ルート帯(1km 幅) (1/10,000 図面) ・計画の目的 ・代替案の評価結果 等	・構想ルート(1路線) (通例 1/25,000 図面) ・詳細計画を作成するに当たり、配慮が必要な施設・地区 ・当該路線に影響を及ぼす可能性のある設備 等

#### (計画段階)

	イギリス	フランス	ドイツ
プロセスの目的・位置付け	政策方針と客観的意見を踏まえ、大臣が事業実施の前提となる詳細計画を最終的に決定	事業の公益性を確認の上、事業実施の決定を行うとともに、土地収用対象区域を確定	事業実施を前提とした計画の詳細内容を決定
決定事項	・計画の概要(1/10,000 図面) ・詳細計画(1/2,500 図面) ・用地買収対象区域(1/2,500 図面) ・道路管理者 等	・幅 300m の計画帯 (1/10,000 図面) その後、計画幅を厳密に規定 ・国の責任履行事項 等	・計画の概要(1/2,000 図面) ・異議申立に対する行政の判断と理由 ・補償に関する事項 等

## ②計画の決定権

○構想段階・計画段階のいずれの段階においても、計画の技術的な検討結果と市民等の意見及び総合的な評価結果が大臣等に報告され、大臣等がそれらをもとに計画を決定。

- 構想段階：計画に関する技術的、政策的な検討結果、および市民や関係機関等の意見、ならびにそれらに基づき、道路担当部局等が作成する推奨計画案等を踏まえ、大臣が計画を決定。
- 計画段階：計画案と、それに対する住民や関係機関等の意見、および第三者の提言等を踏まえ、大臣又は首相等が計画を決定。

### (構想段階)

	イギリス	フランス	ドイツ
決定主体	大臣	大臣	大臣
決定の際に考慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に関する技術的課題と解決策の検討結果</li> <li>・市民および関係機関等の意見</li> <li>・代替案と評価結果</li> <li>・道路担当部局の推奨案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画が地域開発に与える影響</li> <li>・計画に関する技術的課題と解決策の検討結果</li> <li>・市民および関係機関等の意見</li> <li>・各種意見の調整役である知事の推奨案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に関する技術的課題と解決策の検討結果</li> <li>・計画に関する市(町村)議会の決議状況</li> <li>・関係機関との協議結果</li> <li>・道路担当部局の推奨案</li> </ul>

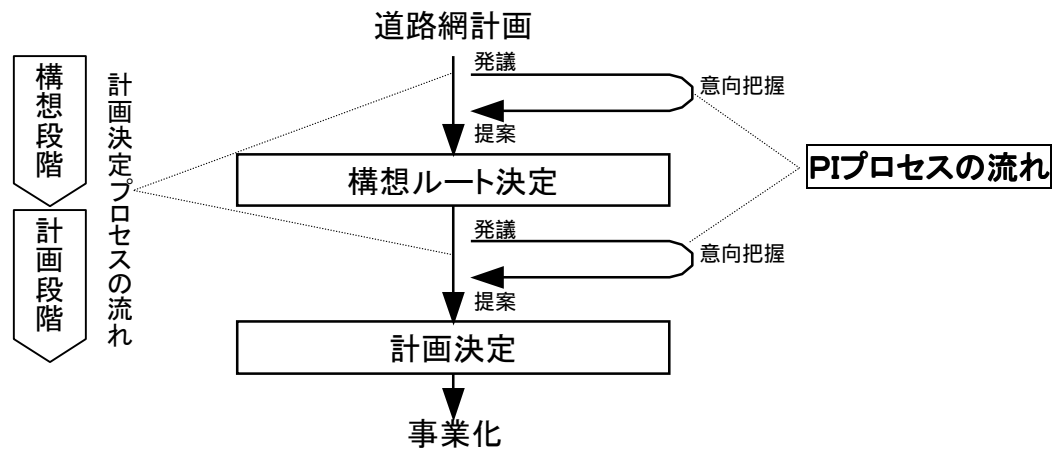
### (計画段階)

	イギリス	フランス	ドイツ
決定主体	大臣	首相(又は地方・県知事)	州の計画確定担当部局
決定の際に考慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案</li> <li>・市民および関係機関等の意見</li> <li>・第三者による計画の可否に関する提言</li> <li>・政府の政策方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案</li> <li>・市民および関係機関等の意見</li> <li>・第三者による計画の可否に関する提言</li> <li>・市民等の意向把握に関する手続きについての第三者による評価結果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案</li> <li>・市民および関係機関等の意見とそれに対する州の道路担当部局の回答</li> <li>・計画に関する市民等との協議結果</li> <li>・州の聴聞担当部局による市民等の意見に関する総括的な報告</li> </ul>

## (2)PIプロセスの概要

### ①PIプロセスの流れ

- 各段階の決定に至る手続きの中でPIを実施。
- 法令等により発議から提案までの標準的なPI手続きと所要期間を規定し、これを公表。
  - **構想段階**: 構想ルート原案を公表し、それに対する市民等の意向把握を経て、計画決定権者へ推奨案を提案するプロセス。(平均所要期間: 約4~5ヶ月)
  - **計画段階**: 計画原案を公表し、それに対する市民等の意向把握を経て、計画決定権者へ計画の可否等を報告するプロセス。(平均所要期間: 約1~1.5年)



(構想段階)

	イギリス	フランス	ドイツ
PIプロセス	市民等の意向把握の実施に関する告示、計画原案の公表 ↓ 道路担当部局による市民等の意見把握 ↓ 道路担当部局が推奨案を大臣へ提案	・各種意見の調整役を担う知事の任命 ・市民等の意向把握の実施に関する告示 ・計画原案の公表 ↓ 知事による市民等の意向把握と第三者機関による監理 ↓ 知事が推奨案を大臣へ提案	市民等の意向把握の実施に関する告示、計画原案の公表 ↓ 市町村、道路担当部局による市民等の意向把握 ↓ 道路担当部局が推奨案を大臣へ提案
PIプロセスの主催者	道路担当部局	知事	市町村
PIプロセスの運営者	道路担当部局	第三者機関 〔調査委員会(学識経験者等で構成)〕	市町村
所要期間	約5ヶ月	約4ヶ月(事例による)	約4ヶ月
根拠法	高速道路マニュアル	ビアンコ通達	連邦長距離道路法 環境影響評価法(UVPG)

(計画段階)

	イギリス	フランス	ドイツ
PI7°プロセス	市民等の意向把握の実施に関する告示、計画原案の公表 ↓ 第三者による市民等の意向把握 ↓ 第三者が計画の可否について、大臣に提言	・市民等の意向把握を行う第三者機関の設置 ・市民等の意向把握の実施に関する告示、計画原案の公表 ↓ 第三者機関による市民等の意向把握 ↓ 第三者機関が計画の可否について県知事に提言	市民等の意向把握の実施に対する告示、計画原案の公表 ↓ 州聴聞担当部局による市民等の意向把握 ↓ 州聴聞担当部局が市民等の意見を総括し、州計画確定担当部局へ報告
PI7°プロセスの主催者	大臣	第三者機関 〔民意調査委員会(学識経験者等で構成)〕	第三者機関 〔州聴聞担当部局〕
PI7°プロセスの運営者	第三者 〔審問官〕	第三者機関 〔民意調査委員会(学識経験者等で構成)〕	第三者機関 〔州聴聞担当部局〕
所要期間	約1年	約1.5年	約1年
根拠法	高速道路法、土地取得法	収用法、プシヤール法	行政手続法 環境影響評価法(UVPG)

## ②第三者等の支援によるPIプロセスの客観性・透明性の向上

○PIプロセスの客観性、透明性を確保するため、第三者機関(委員会等)等が主体的な役割を發揮。なお、過程・内容等を公開し、関係者に広く周知することが前提。

- **構想段階**: 第三者機関が計画原案(行政が市民等に提示する計画案)の技術的検討やPIを実施。
- **計画段階**: 第三者機関等が地方公共団体、市民の意向把握・整理を行い、計画の可否等について計画決定権者に提言。

### (構想段階)

	イギリス	フランス	ドイツ
第三者等のPIプロセスへの関与	<p>【民間団体への責任分担】</p> <p>民間コンサルタントが自らのクレジットのもとで、計画原案(行政が市民に提示する計画案)の技術的検討やPIの実施を支援。また、行政からの委託内容について社会的に責任を有する。</p>	<p>【第三者機関による市民等の意向把握の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者等からなる調査委員会は、市民等の意向把握の実施プロセスを知事とともに運営する。</li> <li>・また、同委員会は計画原案(行政が市民に提示する計画案)の技術的内容について、外部機関の審査を要求できる。</li> </ul>	<p>【計画原案への民間団体等の意見の付与】</p> <p>市町村、環境省、自然保護団体等の意見が道路担当部局が作成する計画原案(行政が市民に提示する計画案)に反映される。</p>

### (計画段階)

	イギリス	フランス	ドイツ
第三者等のPIプロセスへの関与	<p>【第三者による市民等の意向把握および提言】</p> <p>市民や関係機関等の意向把握、整理を第三者(審問官)が実施し、計画の可否について、大臣へ提言。</p>	<p>【第三者機関による市民等の意向把握および提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者等からなる委員会を設置(行政裁判所の任命)。</li> <li>・同委員会は市民等の意向を把握、整理し、県知事に提言。</li> <li>・また、行政裁判所は上記の市民等の意向把握に関する手続きを審査し、その評価結果を大臣に報告。</li> </ul>	<p>【第三者機関による市民等の意向把握および提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・州の聴聞担当部局が市民や関係機関等の意向を把握、整理し、州の計画確定担当局に報告。</li> <li>・なお、市民等は、行政手続きの妥当性や計画内容に関し、行政裁判所に提訴することが可能。</li> </ul>